

第七回国会 農林委員會 議錄第三十四号

昭和二十五年四月二十二日(土曜日)

午前十一時十二分開議

出席委員

委員長 小笠原八十美君

理事野原 正勝君 理事松浦 東介君

理事八木 一郎君 理事藤田 孝太郎君

理事山村新治郎君 理事小林 運美君

理事井上 良二君 理事山口 武秀君

青木 正君 足立 篤郎君

宇野秀次郎君 連藤 三郎君

河野 謙三君 寺本 齋君

中村 清君 平澤 長吉君

平野 三郎君 瀧 通義君

村上 清治君 守島 伍郎君

山本 久雄君 石井 繁九君

上林與市郎君 高田 富之君

横田滋太郎君 小平 忠君

出席國務大臣 森 幸太郎君

出席府政務委員 坂本 實君

農林政務次官 藤田 巖君

農林事務官 山添 利作君

農林事務官 山添 利作君

農林事務官 山添 利作君

農林事務官 山添 利作君

農林事務官 山添 利作君

農林事務官 山添 利作君

農林事務官 山添 利作君

農林事務官 山添 利作君

農林事務官 山添 利作君

農林事務官 山添 利作君

農林事務官 山添 利作君

農林事務官 山添 利作君

農林事務官 山添 利作君

農林事務官 山添 利作君

農林事務官 山添 利作君

農林事務官 山添 利作君

農林事務官 山添 利作君

農林事務官 山添 利作君

農林事務官 山添 利作君

委員に選任された。
同日
小林運美君が理事に補欠当選した。

四月二十一日

植物防疫法案(内閣提出第一四二号)(参議院送付)

農林物資規格法案(内閣提出第一五九号)(参議院送付)

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、動植物検疫所の出張所設置に關し承認を求めるの件(内閣提出、承認第四号)(参議院送付)

同日

作物報告事務所職員定員増加に關する請願(森戸辰男君紹介)(第二八〇三号)

両総揚排水完成促進の請願(山村新治郎君外一名紹介)(第二八〇四号)

留辺蘆町所在森林軌道国鉄移管に關する請願(松田鐵藏君紹介)(第二八一〇号)

東山地区開拓事業費国庫補助に關する請願(金原輝二君紹介)(第二八二六号)

小川国有林開発に關する請願(田淵光一君紹介)(第二八三五号)

東北地域農業試験場完成促進に關する請願(淺利三朗君外二名紹介)(第二八五八号)

農林省畜産局の機構拡充に關する請願(原田雪松君紹介)(第二八九二二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

理事の互選
小委員の補欠選任に關する件
自作農創設特別措置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一四五号)

植物防疫法案(内閣提出第一四二号)(参議院送付)

農林物資規格法案(内閣提出第一五九号)(参議院送付)

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、動植物検疫所の出張所設置に關し承認を求めるの件(内閣提出、承認第四号)(参議院送付)

農業用報償物資に關する件

○小笠原委員長 これより會議を開きます。

議事に入る前に御報告をいたします。

す。ただいままで本委員会で予備審査を行つておりました植物防疫法案及び地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、動植物検疫所の出張所設置に關し承認を求めるの件が、昨日それぞれ參議院を通過し、正式に本委員会に付託と相なりました。以上御報告いたします。

次に去る二十日委員小林運美君が辭任せられました。昨日また議長の名で小林運美君が委員になられました。なお小林運美君は理事でありましたのでその補欠選任を行わねばならいせんが、それは先例によりまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。

○小笠原委員長 御異議なしと認めます。それでは小林運美君を理事に指名いたします。

次に小林運美君は、公共事業小委員及び畜産価格安定に關する法律案起草小委員でありましたので、その補欠選任を行わねばなりません。これは先例によりまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。

○小笠原委員長 御異議なしと認めます。それでは公共事業小委員及び畜産価格安定に關する法律案起草小委員に小林運美君を指名いたします。

それでは農林物資規格法案を議題といたします。本案につきましては、質疑並びに討論の通告がありませんので、この際質疑並びに討論を省略し、ただちに採決に入りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○小笠原委員長 御異議なしと認めます。それでは採決をいたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○小笠原委員長 起立議員。よつて本案は原案通り可決されました。

なおこの際委員会の報告の件についてお諮りいたします。これは先例によりまして、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○小笠原委員長 御異議なしと認めます。それではさう決しました。

○小笠原委員長 御異議なしと認めます。それでは小林運美君を理事に指名いたします。

次に小林運美君は、公共事業小委員及び畜産価格安定に關する法律案起草小委員でありましたので、その補欠選任を行わねばなりません。これは先例によりまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。

○小笠原委員長 御異議なしと認めます。それでは公共事業小委員及び畜産価格安定に關する法律案起草小委員に小林運美君を指名いたします。

それでは農林物資規格法案を議題といたします。本案につきましては、質疑並びに討論の通告がありませんので、この際質疑並びに討論を省略し、ただちに採決に入りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○小笠原委員長 御異議なしと認めます。それでは採決をいたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○小笠原委員長 起立議員。よつて本案は原案通り可決されました。

なおこの際委員会の報告の件についてお諮りいたします。これは先例によりまして、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○小笠原委員長 御異議なしと認めます。それではさう決しました。

○小笠原委員長 この際井上委員より發言を求められております。これを許します。

○井上(良)委員 昭和二十四年度産米のリンク物資の滞貨の処理に關しまして、本委員会では数回にわたつて、これが円滑なる解決を政府に要望して参つたのであります。政府また諸般の情勢を考慮いたしまして、円滑なる解決を速急にはかるといふことを、たびたび各委員の質問に答弁をして来たところでありました。その具体的な方法として、去る三月三十一日の閣議によりまして、滞貨の一部もいづゆる卸売業の方に返還をする。これに伴う金融措置十八億を見込んだということが発表され、これが農協同組合の方に滞貨してあります物資の処理に何ら役立たないといふところから、全国の農協関係及び農民団体の猛烈な要望によりまして、さらに四月七日再び閣議において、それによつてこれに対する具体案が強化され、報ずるところによりまして、十三億を滞貨処理の金融に充て、さらにまた滞貨のうち、現在價格に合わないものは、現在價格に引合せてこれを引取つてもらうといふことも、農林大臣は本委員会で言明をされておるのであります。しかるに、この両案ともいづれも具体化が何らされておりません。しかも会期は余すところわずか十日余りとなりまして、この問題の解決いかんは、わが国の農業再生産の上に、また農村金融の上に重大な問題を今投げかけておるところであります。

すので、本委員会としては、ぜひ今会期中に、この問題を政府の責任において解決することを要望してもらいたいと思ひます。従つて速急に農林大臣及び安本長官、大蔵大臣、これら三大臣の本委員会に御出席を、委員長よりお願いをいたしまして、本問題の処理に適切な方途を講じてもらひ、政府の処置を明確にするために、この問題について特別の御審議をお願いすることの動議を、この際提出いたします。

○小笠原委員長 ただいまの井上君の動議は、報復物資に関する問題について、農林大臣、経済安定本部総務長官及び大蔵大臣の出席を求めて、滞貨処理に関する政府の態度を明らかにされたいとの動議であります。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○小笠原委員長 起立総員。よつて本動議は可決されました。

○小笠原委員長 次に植物防疫法案を議題とし、その質疑を行います。小平君。

○小平(忠)委員 簡単に要点を二、三点お伺いいたします。この法律によりますと、従来の植物に対する病虫害の予防の完全を期するという趣旨でございします。この内容に対しては、私基本的に賛意を表するものであります。しかしながらその内容の点について、最も重要な点を二、三お伺いしたいと思ひます。

第一点は、この一般病虫害の異常発生に対処するように、これは何といつても、国家的な防疫態勢を整備することが必要だと思ひます。特にその場合に、防疫の防除の器具並

びに農薬に対する予算的措置が講ぜられなければならないと思ひます。であります。この法律を一応つくりまして、これに対する予算的措置がなされておらなければ、まづたく空文に終るのではないと思ひます。この際政府のいたしましては、これに対する予算的措置がどうなつておるか、私どもの調査した範囲においては、予算的措置の具体的なものが表現されてないものであります。この点について、どうなつておりますか、政府当局にお伺ひしたいと思ひます。

○藤田政府委員 植物防疫法を実施いたします。この予算的措置の問題であります。仰せの通り、将来国が積極的に防疫態勢を整えまして、徹底した防疫をやつて行くために、予算を必要とすることは申すまでもないものであります。これにつきましては、昭和二十五年年度の予算といたしまして、必要なる人件費につきまして新しく予算をとりまして、さらにお話のございました動力散布機でありますとか、あるいは噴霧器等につきまして、国がこれを購入いたしました。これを通当な場所に備へつけまして、一旦病虫害の発生いたしました場合は、これを無償で貸し付けるといふような措置を講じております。それに要する経費が約一千六百万円だったかと存じております。この程度の金を用意いたしました。一旦病虫害が発生いたしました場合には、徹底的にやり得るといふふうなことを考えております。

なおこの程度の予算をもつてしても、不十分なことは申すまでもないのであります。今後とも財政の許す限り、極力予算その他の措置についても、その内容を充実するように努めて参りたいと思ひます。

○小平(忠)委員 私はただいまの説明によりまして、大体了とするものであります。いかに食糧増産に政府が万全の措置を講じて努力されても、私はやはり年々の病虫害によるこの損害というものは、実に莫大なものがあると思ひます。昨年の実績を見ましても相当な額に達しておるのであります。この場合に、やはり基本的な予算的な裏づけをすることをもつて、病虫害を防除することによつて、私は減産あるいはその他の被害を未然に防ごうと思ひます。このことが、数字的に見て、また国家的見地から見て、何十倍かのプラスになるから見て、であります。政府もまた、国家財政の現状から見ても、予算をとることは至難でございします。しかし今後におきまして、ただいま農政局長が言明されたような予算の範囲内では、どうして私は完璧を期することができな

いと思ひます。従ひまして、今後におきまして、何分の御配慮をいただきたいと思ひます。

次にこの法案によりまして、新たに国内に侵入した病虫害が蔓延するおそれがある場合には、みづから政府の手であらかじめ防除計画を公表して、この防除を行う、その場合に、政府だけでなく、地方の公共団体あるいは農業団体にも協力させることができることになつております。その場合に地方の農業団体というものは、政府は一体どういふ団体をお考えになつておるか、実はこの点については、私たちの希望するところは、かつて産業組合あるいは農業会——戦時中農業会を通じて、非

常に自主的に、技術員がこの点については相当真剣になつてやつておたのであります。今日においては、農業協同組合の生産指導という面において、技術員が相当積極的に活動いたしてゐるのであります。当然長き経験と技術を有するところの、農業協同組合の技術員をして協力せしむることが妥当であると思ひます。政府は、政府はどのようにお考えになつておられますか、この際その点を明らかにしたいだけならば幸いと思ひます。

○藤田政府委員 国が防除いたします場合に、団体の協力を求めなければならぬことは、申すまでもないのであります。その団体と申すものは、ただいまお話のございましたような農業協同組合であります。あるいは、また最近災害保障法に基くところの共済組合が、積極的な災害防除もやつておりますので、こういう団体の協力を求めまして、その徹底を期したいと思つております。

○小平(忠)委員 最後に一点お伺ひしたいと思ひます。特にこの植物の病虫害の中で、私はばれいしよのリンゴ、これが非常に大きな蔓延力を持ち、大なる被害をこうむるのであります。これに対して、政府当局はかねてからいろいろ施策を講ぜられておるのであります。ところが政府のばれいしよ貯蔵に対する政策が非常に徹底を欠いたために、もちろん今日の食糧供出制度の問題にも入ると思ひます。現在の大半がまだ倉庫にある。倉庫にあれば、野積みにならばばれいしよが非常に腐敗しておるといふ現状を考へますときに、いかに病虫害の予

防、あるいは防除に万全の施策を講じても、政府みずからのこのやうな貯蔵政策、供出制度の矛盾があつては、いかに努力されても何にもならないのじやないかと思ひます。従ひまして、現在倉庫に積まれておるところのこのばれいしよを、政府はいかに処理されるのか、これは私は非常に大きな問題だと思ひます。政府は、この際政務次官に對しまして、ばれいしよの処置に對していかうにお考えになつておられるかお伺ひしたいのであります。

○坂本政府委員 ただいまの食糧公団の在庫になつておられます。類の扱い方についてのお尋ねであります。いかに今日公団職員が、特に腐敗性のあるばれいしよにつきましても、ばれいしよであるという点につきましても、われわれも遺憾に思つておるのであります。もつと、つまり用意周到な使用方をしなければならぬことは、申すまでもないのであります。このためには適當な施設も必要であらうかと思ひます。先般実は各公団につきましても現地調査を願ひまして、いろいろお話の点もあつたので、食糧庁に命じまして、それ、適當な処理をするように、実は私からも話をいたしておるのであります。まだその結果につきましては報告を受けておらないのであります。これは後刻当該事務当局から御説明を申し上げたいと思つております。それで実は先般本委員会におきまして、御報告を受け、いろいろ滞貨についての扱い方について御指摘もありましたので、私からも重ねて注意を喚起いたしておるやうな次第でございします。いずれまた次の機会に、食糧庁からもその後の扱い

防、あるいは防除に万全の施策を講じても、政府みずからのこのやうな貯蔵政策、供出制度の矛盾があつては、いかに努力されても何にもならないのじやないかと思ひます。従ひまして、現在倉庫に積まれておるところのこのばれいしよを、政府はいかに処理されるのか、これは私は非常に大きな問題だと思ひます。政府は、この際政務次官に對しまして、ばれいしよの処置に對していかうにお考えになつておられるかお伺ひしたいのであります。

方につきまして、御報告をさせることにいたしました。存じております。

○小笠原委員長 これにて質疑通告者全部の質疑は終了しました。よつて本案に対する質疑は終局いたしました。

引続き討論に入ります。討論の通告はありませんので、この際討論を省略し、ただちに本案に対する採決を行います。

本案の原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○小笠原委員長 起立総員、よつて本案は原案通り可決されました。なおこの際委員会の報告書の件についてお諮りいたします。これは先例によりまして、委員長の御一任を願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小笠原委員長 御異議なしと認めます。それではさう決しました。

○小笠原委員長 これより地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、動植物検疫所の出張所設置に關し承認を求めの件を議題といたします。本件につきましては、質疑並びに討論の通告がありまので、質疑討論を省略し、ただちに採決に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小笠原委員長 御異議ないものと認めます。さう決しました。

それでは本件について採決いたします。本件に承認を与ふるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○小笠原委員長 起立総員、よつて本件は承認を与ふるべきものと決しました。

た。

なおこの際委員会の報告書の件についてお諮りいたします。これは先例によりまして委員長の御一任を願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小笠原委員長 御異議なしと認めます。それではさう決しました。

○小笠原委員長 次に自作農創設特別措置法の一部を改正する等の法律案を議題とし、その質疑を継続いたします。

○山口(武)委員 先般農林大臣に質疑をいたしましたのでありますが、不明確な点もありましたので、一応この点につきまして、逐条審議に入る前に、お伺いしたい点があるわけなのであります。

と申しますのは、政府の提案理由の説明によりまして、農地改革はおおむね所期の目的を達成することができた。それからなお今後達成された成果を恒久的に保持する方策を確立すべき時期に至つた。このように所期の目的の達成といふことと、成果を恒久的に保持するといふことを言われておるのであります。先般の大臣の答弁によりまして、これはきわめて疑問のある言葉となつてゐるわけなのであります。

〔委員長退席、松浦委員長代理着席〕

大體農林大臣の見解は、第二次農地改革以来の考え方であつて、本質的には戦争前の地主制度を保持していつ時代と、何らかわつてゐないというやうな見解にうかがわれるわけでありまして、従ひまして、この提案理由の説明にあるところの、所期の目的を達成する、成果を維持するといふことはこれ

は、一九四五年の十二月九日に出された農地改革の指令と同じことを現わしたものであるのかどうか、それとも農林大臣なり、現在の政府なり、その当時の指令とは別個のものをここで指しておるのかどうか、これについてまづお伺いしたい。

○山添政府委員 農林大臣の考えに對する解釈についてお述べになりましたが、これはあなたの御解釈として承つておきます。本案の提案理由の説明の中にございまして、おおむね所期の目的を達成したといふ、その事柄に關連してお話になりました。昭和二十年十二月七日付の、いわゆる農民解放に關する指令のことと、關連でございまして、提案理由の中に、おおむね所期の目的を達成したと申しましたのは、自作農創設特別措置法に規定します限りの事柄についてのこと事柄を、おおむねその目的を達成したといふ意味でございまして、二十年十二月七日の連合軍の指令に記載してありますことは、もつと広い意味であります。しかしてその中におきます事項は、他の指令の中の基礎をなすものであります。

○山口(武)委員 ただいまの答弁によりまして、それは私なりの解釈だといふやうなことを言われておりますが、さうではなくて、農林大臣の考え方自体が問題になつてゐる。先般の言明におきまして、これは客観的に明らかにされてゐる事実です。それで、この農林大臣の考え方を言つても、何を言つてゐるのか、第三次農地改革といふものを問題にして来れば、さう

いふことはやるつもりはないのだ。少なくとも農民解放の指令に基いて、農村の民主化、それから地主制土地所有の排除といふものを考へて行くといふ場合に、頭ごなしにただ第三次農地改革をやらないといふりくつがどつから成立つか、成立せしめないではないか。少くとも第三次農地改革を、自由党がやるやらないは別として、これに對しては、さういふ見解があるといふこと

で、問題が明かにされねばならなかつた。この問題を見ても、やりたくないから、しかたがないといふことでは、これは第二次農地改革すらもやりたくないのだといふやうな考え方が、根柢になつてゐるのではないだろうか。この点について、私は個人の解釈なり、見解ではないといふことを、一応明らかにしておく。

それからなお今回の説明にある目的といふものが、自作農創設特別措置法といふこととありますが、これはさうではなくして、そのほかの法律にも關係して来るだろう。それからなお自作農創設特別措置法、農調法といふやうな二つの問題を含めたものとして、その限りにおいて目的達成がなされて来

た。農民解放の指令といふものは、その根柢をなしてゐるが、それも議論の限りではないといふやうなことを言われたのであります。さうすると自作農創設特別措置法以外に、所期の目的を達成するやうな考え方、それに対する方法といふものは、なお別個にとられようとするのかどうか。これは農地改革に關するの範圍においてのことだ。これについての見解はどうか。

○山添政府委員 よけいなことではあります。一言申しておきたいと思ひます。

であります。第三次農地改革をやらなないといふことにつきましては、第二次農地改革の内容といたしまして、二つあるわけでありまして、その一つは、残つております保有限度の中の小作地を、全部撤廃するかどうか。第二には、山林を開放するかどうかといふ問題であります。それにつきま

して、先般農林大臣は答弁をされたのであります。すなわち第一の、残つております小作地の開放問題につきましては、農業労働の中におきまして、家族労働の変化がある。従つて農家の労働と土地との結びつきにおいて、絶えずそこに変化を來してゐる。その間の調節のための余裕という意味で、小作地の保有限度が認められており、その理由をもつてこれを開放する

考えはない、こゝういふことを明らかにされた。それからまた山林の問題につきましましては、治山治水の観点から所信を述べられたのであります。山林につきましましては、林業経営といふものは、御承知のやうに、細分することは本質的に不適当なのであります。さういふことの理由をもちまして、お述べになつたのであります。私は聞いてお

まして、覚えておりましたから、その点を申し上げておきます。それから二十年十二月七日付の指令に關連いたしました。さらに何らか措置を講ずることとありやいなやといふ問題でござい

ました。あの指令は、本質的に非常に広汎な問題を含んでおるわけでありまして、あの指令を基礎にいたしまして、固有の意味における農地改革のほか、に、協同組合の刷新助成といふやうな事柄、あるいは農林金融の事柄、あるいは租税制度、これはひとり農業関係

で、農地改革の目的を達成したという
ようなことを言つていいものかどう
か。われ／＼が農地改革という問題を
まじめに考えるならば、現在法律の改
正というものを考えるならば、当然こ
の問題について、もつとつとんだ考
え方がなされなければならないだろ
う。だから私は政府の見解、これに対
する具体的な動きというものを、これに
対する政府の克服策というものを明ら
かにして、今後われ／＼がこ
れに対する態度をきめるについで資料
としたのだ、このように考えてい
るから、はつきり言つてもらいたい。
○山添政府委員 最近特に農地委員の
間の積極的なことが多くなつたとい
うお話をききましたけれども、これは必
ずしも事実を認めないものでありま
す。なるほど農地委員会は各町村に
ございます。非常に広い組織でござい
ます。また扱います事務が、法律的に申
しますれば簡単でございますけれども
も、具体的にはそれ／＼複雑な関係を
持つておる事務もございますので、多
くの中には、間違つたことをやりまし
たものもなきにしもあらずでございま
すけれども、しかしこれらについての
指導というところについては、十分努
めて参つたのでありまして、あれだけ
の仕事についての瑕疵という点から見
すれば、瑕疵は一つもないのはい
いのでありますけれども、まず大体にお
いてうまく行つたのではないかと
いふに、私は考へておるのであります。
なお土地取上げの問題につきま
しては、これは当初非常にたくさんござ
いました。もつとも統計的に、必ずしも
正確な数字はつかまれておりませんけ
れども、事実たくさんあつたのでござ

います。これは農地改革が行われると
いうことも関連いたしますけれども、
本質的には、やはり当分の食糧事情が
主たる原因をなしておるのでありま
して、それに加ふるのに農地改革が行
れるというので、一面土地取上げの問
題が激化した時代があつたことは、確
かでございます。これにつきまして
も、農地委員会の活動によりまして、
非常にうまく行つたというわけには、
確かに参らない点もあるかと思いま
すけれども、しかし政府、府県並びに
農地委員会といたしましては、その問
題の処理の適正を期することにつしま
しては、十分な努力をいたしたのであ
ります。
○松浦委員長代理 午前中の会議はこ
の程度にとどめまして、午後二時より
再開することとし、暫時休憩いたしま
す。
午前十一時五十七分休憩
午後二時五十二分開会
○山村委員長代理 休憩前に引続き会
議を開きます。
それでは自作農創設特別措置法の一
部を改正する等の法律案の質疑を継続
いたします。山口君。
○山口(武)委員 午前中に引続きま
して、質問をいたしたいと思ひます。先
ほど伺ひました、農地改革の
成果を恒久的に保持するといふ点が、
政府の答弁によりまして、なお不明確
なのであります。なぜならば、農地改
革の成果を恒久的に保持しようとする
ならば、農地改革はどの面から今後
ずれが出るかといふ点を当然考慮いた
しまして、その方面に対する対策とい
うものが必要になつて来るはずなので

あります。それにつきまして、これま
でにおいて、どのような努力をするよ
うな面が出ていたか、自作農創設特別
措置法といふもの、その他一連の關係
する法律が、どのように違法が行われ
それが破られるようなことになつて来
たかといふ点につきまして、お伺ひ
したいのであります。これに対する
答弁は、残念ながら明確なものがな
つたわけではあります。これでは困る
のであります。この成果を恒久的に保
持するといふことの根柢になりますの
は、一九四五年の農地改革の指令な
のであり、それによりまして、なお農民
を身分的にも経済的にも解放し、新し
く農業の発展をはかるといふような
点において、この成果の保持といふ
ものが、考えられなければならないとい
うように考へるのであります。これ
に対する政府の所見を承りたいと思
ひます。
○山添政府委員 全然同意見でありま
す。
○山口(武)委員 それならばなお伺
ひたいのであります。農地、牧野の
改正法案におきまして、農地、牧野の
強制買収、認定買収の打切りといふ
ような面が出ていますのであります。こ
れがどうして農地改革の成果を恒久
的に保持することになるのであるか、
私にはむしろ反対に行く傾向ではな
いと思ひますのであります。これに対
する御説明を承りたい。
〔山村委員長代理退席、東浦委員長
代理着席〕
○山添政府委員 いわゆる認定買収な
るものは、これはなか／＼取扱いにデ
リケートな關係があるわけでありま
す。たとえば三町歩以上耕作してい

る、これに対して経営が適正であるか
ないか、こういうような判断をいたす
のでありますけれども、これはなかなか
判断するところになります。主観
的な要素等もまじります。相当複雑
でございます。そこで恒久制度とい
うなことを、市町村農地委員会の事務
としてやるといふことは適切でない、
簡単に明確に取扱える仕事をやつて行
く、またそれをもちまして目的は達し
得るのでありますから、そういう明確
なる範囲に限定をした、こういうわけ
であります。
○山口(武)委員 簡単、明確に事を運ぶ
といふようなことで、本質的な問題を
そらされておるのはさきわめて遺憾で
あります。これは強制買収の問題に
いたしまして、あるいは認定買収に
いたしまして、買収漏れがあつた場合
においては、これをなお継続するとい
言つておられますが、おそろしくこれ
における農地委員会の運営の状態を
見まして、この買収漏れをなお今後
収めて行くといふようなことは、おそ
らく行われないう。当然こう考へ
られるわけではあります。それから
町村の今後の農地委員会において、
選定計画を定めるというふうなことも、
一応規定されておるようでありま
す。が、おそろしくこれなされないで
うだう。このように、われ／＼はこ
れまでの実績を見て当然推論するの
であります。これに対する政府の見解
はいかがでありますか。
○山添政府委員 これまでの実績を見
ますと、あなたのおっしゃることは全
然反対なのであります。おおよそ農地
改革の当初、二百万町歩を開放すると

いう目算を立てたのでございまして。こ
れは正確な資料もございせんので、
いろいろ間接的な推算方法をもつて、
そういう二百万町歩という数字を出し
たのであります。が、御承知のように、
開放面積百九十万町歩でございま
して、おおよそその目的を達したのであ
ります。そこで今後の見通しでござ
います。買収漏れになつております
のは、もちろん表にはわかつておりま
せん。表にわかつておればむろん買収
いたすわけでありまして。しかし多分若
干はあると思ひますけれども、た
だいま申しましたような数字の面から見
ましても、そう多くのものが買収漏れに
なつておるとは考へられないのであ
ります。これは今後とも精査をいた
しまして、わが次第買収を続けて行
くことは、申すまでもないのであり
ます。それから今後における農地委員
会の強制移転の規定は実行されないので
はないか、こういうお話でございま
すけれども、これは法律の規定により
まして、かりに市町村の農地委員会が
規定通りに実行しない場合があつ
たといたしまして、その場合には、
關係者の方から強制受入れに関する計
画を樹立するような申請をすることが
できる。その申請を取上げない場合に
は、都道府県農地委員会の方から農地
の受入れ計画を立てるよう、市町村
農地委員会に対して指示をするわけ
であります。それに従わなければ都
道府県農地委員会が代執行をする、こ
ういふふうな規定の上では十分なる制
度がつけてあるのであります。従来農
地改革をやつて参りました実績にか
んがみまして、私どもは法律が規定の
通りに実行せられるという確信を持

ておる次第であります。

○山口(武)委員 ただいまの答弁は私はきわめて農地改革の精神を忘れた答弁だと思つております。と申しますのは、開放面積の推定がどうこうというの、これはこれまでの政府の推定が誤つていたというだけの話でありまして、何らほかの意味はない。そのようなことを持ち出して説明されるという事は、きわめて誠実を欠いておる。なぜかならば、あなた自身も御承知のように、どのくらい土地取上げが起つてゐるのか、これは御承知のはずだ。この問題にことさらに目をおおつてゐる。それから市町村の農地委員会が、これはなるほどやむを得ない法律であつたからやつたのであります。しかしながらこれをいかに妨害しようとしたかという事は、だれでも知つてゐることでありまして、先ほど申しましたように、連合軍もこの点を指摘したはずである。こういう事実をあなたは知らない願つていふと思つても、なおこのやうなことが行われてゐるときに、今回の買収の一応の打ち切りというやうな形が出て来て、これを市町村の渡讓計画に譲るといふやうなことは——農地改革の案が発表されただけで、私はおそれるこれはどのやうな形に行われて来るかも知れませんが、少くとも農地改革に相反する傾向を助長することになることは明瞭だ。あなたはそのことに、ことさらに目をおおつておられますが、それは行かない。それから問題を簡単にするといつておりますが、農地問題を、そのやうに簡単にするといふやうなことで片づけていゝものかどうか。これが日本のきわめて大きな変革であるといふ点から見

ても、事を簡単に済ますなどといつていゝものかどうか、たゞ一部分的であるとは申しましたが、金納小作料といふものが相当残存してゐる。あるいは違法の行為がしばしば行われてゐる。このやうなことは、なお現在農村におきまして、封建的な身分關係が力強く残存してゐる。これが基礎となつてこのやうなことが行われてゐるのだといふ点を見ましたときに、一体今答弁なさつたやうな態度で、この成果を保持できものかどうか、しかもさらにそれに加へまして、最近の農村の不況といふ問題が加つてゐるときに、あなたはこの成果をこのやうな法律によつて、恒久的に保持できるとほんとうに考へてゐるのかどうか、森農林大臣のもとにあるから、やむを得ずそのやうな答弁をなさつたかどうか、はつきりお聞きしておきたい。

○山添政府委員 今回の法律改正の目的は、提案理由の説明にもございまして、よつて、農地改革によつて立てられた諸原則を恒久化するということでありまして、これを恒久的にいたしますために、またその実行の手續等におきましても、いたゞけに行政上の経費を要するといふことでなく、適切な處理でなければならぬと考へるのであります。そして、そういう意味におきましての改正を加へたのであります。その根本精神並びに具體的な内容におきましては、根本精神におきまして、從來と全然相違はございませぬのみならず、具體的内容におきまして、そう大した相違はないのであります。私が答弁をいたしておりますのは、私は二重人格を持つてゐるわけではないのでありまして、私の考へておるところを申

し上げておるのであります。

○山口(武)委員 定足数が欠いておるのですが、委員長、なお会議は続行するのですか。

○松浦委員長代理 本會議と並行してありますので、委員の御出席が少いものであると考へます。御希望ならば休憩いたしますが……

暫時休憩いたします。

午後三時七分休憩

午後三時十六分開議

○松浦委員長代理 休憩前に引続き會議を開きます。

本日はこの程度で散會いたします。

午後三時十七分散會

〔参照〕

農林物資規格法案(内閣提出)に関する報告書

植物防疫法案(内閣提出)に関する報告書

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、動植物検疫所の出張所設置に關し承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕